時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

明治廿七年二月十六日 金曜日
舊暦甲午正月十一日（己丑）
日出午前六時二十九分　日入午後五時三十二分
月出午前十時四十三分　月入午前三時十七分
滿潮午前八時八分　午後零時五十分
（西暦一千八百九十四年）
年始より四十七日　年末まで三百十八日

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號 貳錢五厘○一箇月 前金五拾錢○三箇月 前金壹圓四拾五錢○六箇月 前金貳圓八拾五錢○一箇年 前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊せず）

●●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、淸國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●●●●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐること尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に送りたる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

民論の反對を恐るゝ勿れ

今更ら云ふまでもなきことながら今日民間政客の目的とする所は唯政府に反對するの一事に在りて苟も政府の所爲とあれば事柄の何たるを問はず一も二もなく之を攻撃するの常にして例へば今回の總選擧にも各派の候補者は皆相競ふて己れこそ政府と氷炭相容れざるの敵なりと公言し演説に新聞紙に口を極めて政府を罵倒し苟も吏黨の名を附せられんことを唯恐れ恐るゝの有樣なり然るに一方に於て政府の當局者は此攻撃に對して果して如何なる方針を取りつゝあるかと云ふに相變らず彼の所謂超然主義を遵奉して固く自から其口を閉し民黨論者の云ふ所に對しては一言の答辯をも爲すことなく只管之れと論爭することを憚り恐るゝのみならず或は心にもなき種々様々の法案などを提出して以て反對者の歡心を求むるの形蹟さへなきに非ず其目的果して何れの邊に在るや解し難しと云ふ可し元來立憲國の政府が在野の黨派に攻撃せらるゝは自然の順序にして怪しむに足らず在野黨は在朝黨の非を擧げて其信用を傷け取て自から之に代はらんとするの目的にして分り切つたることなれば其擧動を見て之を恐れ其所望に應して政を行はんとするは行政々府の實際に叶はざることなり左れば歐米諸國に於ては何れの政黨が政府に在りて如何なる政事を行ふも在野の政黨は必ず之に反對するの常例にして罵詈非難の聲囂々として四面に喧しと雖も在朝の當局者に在ては更に之に頓着することなく自から自家の主義方針を說明して其所思を斷行するは勿論、尙は進んで反對者の議論を排撃して其非を天下に示すことを勉めざるはなし如何に立憲政治の趣旨は人民の輿望に從ふに在りとは云へ政府が故さらに自家の意見を枉げて反對黨の歡心を求るが如きに至りては實に甚だしき異例の沙汰にして獨立政治家を以て任ずる者は心に耻る所なきを得ず立憲政治の運動を簡單に云へば在朝黨と在野黨と互に主義意見を闘はす其間に人民は之を傍觀して孰れにても其最も自家に利益なりと思ふ方を助けて之に政を託することとなるに今一方の政黨が相手の攻撃に對しては何の答ふる所もなく抑て種々の方策を運らして他の歡心を買はんとするの色あるは詰る所、猶ほ降參の旗を樹へしたるものにして恰も力士が未だ相手と取組まざる前に內々意を通じて勝負を買はんとするの醜態に異ならず見物人たる人民は何とて斯る臆病者に贔負するの理あらんや思ふに今日政府の局に當る元勳の諸老は我國第一の政治家を以て自から居り世間も之を許す所の人物にして國家重大の問題に付き必ず新奇特別の政案も乏しからざることならん遠慮に及ばず之を言論し又之れを實際に行ふて以て政府の主義の在る所を明にしたらんには從前政府を知らずして反對したる者も或は大に悟りて政友と爲ることもある可し或は又不幸にして當局者の主義が國民の意に叶はずして不人望に不人望を重ね遂に年來の信用をも失ふて事實政權の運轉に差支を生ずることもありとせんか其時こそは諸老も斷然勇退して愉快なる可し凡そ政治家の政府に在るは自家の意見に從て政を行はんが爲めのみ此一事にして意の如くならざる以上は何を目的として爲政の地位に戀々す可きや「散りぬとも香をだに殘せ梅の花」假令ひ四方八面に敵を受けて倒るゝとも我心に信じたる所を實行して長く天下後世の思出でとなることこそ男子の事なれ徒に[illegible]の地位を維持するに汲々して香もなく臭もなく曖昧模稜の間に老餘を埋沒するが如きは元勳の爲めに最も惜む所なり

雜報

○明年度の鐵道公債及建設　鐵道敷設法に基き福嶋青森間及び敦賀富山間に敷くべき鐵道の建設費豫算總額を一千八百四十五萬千八十圓とし且つ之を明治二十六年度より三十七年度に分割して每年の支出をなすべしとは第四議會の議定せし處なれども二十六年度に至り事、創始に際して經費を要する事少なかりしを以て三百四萬圓支出の豫算中凡そ二百萬圓にして事足るべしと雖ども二十六年度に於て既定の支出をなす事能はざりし結果として二十七年度には工事の増加と共に經費愈よ増加して既定の年割額百五十二萬圓にては不足を告ぐるなるべく從て同年度に募集すべき公債の豫定額百五十二萬圓は勢ひ、二百萬圓以上に上るならんといふ

○京都市の公債募集　京都市にては疏水運河に連續し目下京都伏見間の運河工事に着手中なるが右工費のため市公債四萬千三百圓を本月十七日より二十二日までに上下京兩區役所にて募集することに決したりと云ふ

○支店支配人訴訟提起の疑問　銀行支店の支配人は訴訟を提起し得るや否やは法律上の一疑問にして曩に銀行集會所よりの諮問に對する法學博士岡村輝彦氏の答案にては支配人は訴訟を提起するの能力なきを以て起訴の場合には豫じめ頭取より委任狀を其都度法廷に差出して起訴することゝせば敢て不便を感ずることなかるべしと云ふに在りしが然るに東京控訴院の判決例などに據るときは支配人を以て訴訟能力を有するものとなせるを以て同集會所にては其後外國の銀行事情に通曉する人々及び法學專門の人等に就てよく〳〵問合せし所、要するに今日の儘にては支配人は訴訟提起の能力なしと云ふに在りて岡村氏の說と其歸着を同ふせしも其提起の手續に至りては岡村氏の說の通り其都度とありては煩はしければ寧ろ平日に於て頭取より支配人を以て訴訟提起の任を委托する旨を其地方の登記所へ豫じめ屆出で承任を受け置けば至極簡單にして法理にも戾らず又實際にも不都合なく外國の銀行も亦此の如き手續を取り居る由なれば本日同集會所の會議に此案を提出して審議の上決定するか若し又調査を要する場合には更に取調ぶる筈なれども詰り前述の手續を取るの外なかるべしと云へり

○線路變更の運動　目下工事中なる奥羽鐵道線の中秋田以東の線路に就ては土崎港を經過する檜山線と山間線と稱する仁別線との二線ありしが此頃政府は此の兩線を折中したる一線を見出し之を布設することに內決したるやにて此の折中線に據るときは土崎を經過せざる都合となるより同港の人々は斯くては同地の爲めに不利益を被むることも尠なからざればとて此頃町會の議決を經て一篇の建議書を作り之を內務、遞信、農商務の各省大臣及び參謀本部、鐵道會議長等へ差出し會は運動費を募り委員は上京して目下夫々奔走中にて是非共折中線を變更して土崎を經過することに改正せんと盡力するよしにて今其の變更建議案の理由とする所を聞くに土崎は秋田縣商業の要地にして北海道小樽函館と定期航路あり、人口も尠なからず物産多くして其同港に出入するもの旅客は一箇年百萬人以上に達し鐵道と海運と相待つて最も布設の要ある上に土崎港內

は遠淺にして隨分風濤
鹿陬地に近接するを得
るも敢て危險を見ずと云

○內務大臣の訓示
教宗派管長「自今教師
せる懲戒法に依り教師
分を爲したるとき若くは
に關する處分を爲した
略記して其都度屆出べ

○眞言宗管長の訓
國の寺院一般へ諭りに
事業に參與し若くは之
信仰の本旨に悖戾する
勸誡之あるも能く自己
振ひ擧致すべき旨を訓

○曹洞宗の奉祝
に今より奉祝の準備に
も當日は全國各寺院を
さんとて同宗務局の事
の如く普達したるよし
來る三月九日天皇皇
慶典を擧げさせられ
誠を抽んじ大佛寶殿
下の聖壽無疆を祈願
祝意を表彰し奉らし

○名古屋市長候補
る十日名古屋市長候補
果柳本直太郎、西村義
中柳本氏が最高點なれ
云ふ

○能樂保存と長き
有の美術にして之を保
るもの一に是れ日本貴
しやは疾くに聞及びし
て能樂の保存を圖る事
仰がんとて公爵夫人毛
榮子侯爵夫人蜂須賀
上武子伯爵夫人黑田
方政子伯爵夫人後藤
土方龜子子爵夫人大河
能樂保存の義を皇太后
き我が皇太后陛下は大
手許より金五百圓を
孰れも陛下の優渥なる
として伊藤伯爵夫人大
し厚く御禮を申上げた
んなるべし而各貴婦人
得たれば左に掲ぐ
故きを温ねて新しき
は、萬にいと遥ねく
た我御國により
みときことりを採用
いはず、私しきまに
そ、たゞ朝ゝ能樂の
雖す所な、、責み給
たるならんいと恭し
事實の家々に行はれ
ありしかば、其曲